

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>吉岡町は、群馬県のほぼ中央に位置し、面積20.50km²、人口18,919人(平成20年4月)を有する、榛名山麓が形造る火山扇状地の展開の中に、<u>船尾滝をはじめ、利根川などの河川、榛名山の南東山麓の緑など、豊かな水と緑に恵まれた自然環境に包まれている。</u></p> <p><u>また本町は、地方中心都市として発展する前橋市、高崎市及び渋川市に囲まれる都市近郊の農村として、これらの都市のベッドタウンとなっており、さらに、上毛大橋、吉岡バイパス等の幹線交通網の整備が進んだことで交通の利便性が増したため、大型店の進出など、市街化傾向が顕著に見られる。</u></p> <p><u>これに伴い生活排水量も年々増加しており、河川をはじめとする公共用水域に汚水が流入して水質が低下するなど、環境の悪化によってメダカ、タニシ、ゲンゴロウ、ヤゴなどの水生生物の生息が確認される河川も年々減少している状況である。</u></p> <p>本町を流れる、利根川をはじめとする河川等公共用水域は、本町の豊かな自然を育む欠かせない要素となっており、また、治水や利水など住民の暮らしを支える重要な機能も有していることから、これらの水環境の再生は喫緊の課題である。</p> <p><u>そこで、本町では河川をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止に努め、生活環境の改善を図るため、昭和58年度、本格的に公共下水道事業に着手し、翌年度からは特定環境保全下水道</u></p>	<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>吉岡町は、群馬県のほぼ中央に位置し、面積20.50km²、人口17,916人(平成17年4月)を有する、榛名山麓が形造る火山扇状地の展開の中に、<u>利根川などの河川、船尾滝をはじめ、榛名山の南東山麓の緑など、豊かな水と緑に恵まれた自然環境に包まれている。</u></p> <p><u>その一方で、本町は、周辺を地方中心都市として発展する前橋市、高崎市、さらには、渋川市に囲まれ、都市近郊農村として、これらの都市のベッドタウンとなっており、更に、上毛大橋、吉岡バイパス等の幹線交通網の整備が進んだことにより、交通の利便性が増し、大型店の進出等、一層の市街化傾向が促進されている。</u></p> <p><u>しかしながら、市街化の進行に伴って、人口の増加、産業の進展も顕著であり、生活排水量も年々増加しており、河川をはじめとする公共用水域に汚水が流入して水質が低下し、水生生物の生息が見られる河川も年々減少している。</u></p> <p>本町を流れる、利根川をはじめとする河川等公共用水域は、本町の豊かな自然を印象づける要素となっており、また、治水や利水など住民の暮らしを支える重要な機能を有していることから、これらの水環境の再生は急務な課題となっている。</p> <p><u>町では、生活環境の改善と河川をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止を目的とし昭和58年度より公共下水道事業に着</u></p>

新	旧
<p>事業も手掛け、平成4年度からは公共下水道の区域外周辺の農家集落を中心に農業集落排水事業に取組、さらに平成5年度からは、浄化槽(個人設置型)事業を展開して現在に至っている。</p> <p>また、吉岡町他2ヶ市村で渋川地区広域市町村圏振興整備組合を組織し、様々な事業の事務を共同処理しており、その内のし尿処理についての維持管理と共に、下水道等の整備と整合を図りつつ計画的な処理を行っている。</p> <p>これらの取組の結果、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、約86%にまで達し、公共用水域の水質も年々向上しているにもかかわらず、昔のように子供たちが安心して安全に水に親しむことができる環境の確保には程遠い状況である。</p> <p>本町では、平成13年度の「第4次吉岡町総合計画」及び「都市計画マスタープラン」策定に際して、住民の声を出来る限り計画に反映するよう努めるため、まちづくりや、望ましい町の将来像とは何かなどを住民アンケート等により調査した結果、水環境をはじめとする自然環境を維持及び保全すべきとの意見が多数を占めた。</p> <p>このような住民の要望に応えるためには、地域再生基盤強化交付金を用いて汚水処理施設の整備をより一層推進することが必要であると考えているが、行政の取組のみでは目的の達成は困難なので、民間団体、地域住民などにも理解と協力を求めている。具体的には、ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の監視、各行政区による河川清掃など住民参加に</p>	<p>手し、昭和59年からは特定環境保全下水道事業を、さらに、平成4年からは、公共下水道の区域外周辺の農家集落に於いて、農業集落排水事業に取り組み、平成5年度からは、浄化槽(個人設置型)事業を展開してきた。また、吉岡町他7ヶ市町村で組合を組織し、様々な事業の事務を共同処理しており、そのうちの、し尿処理について、処理施設の維持管理と共に下水道等の整備と整合を図り、計画的な処理を行っている。</p> <p>このため、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、約86%にまで達し公共用水域の水質も年々向上しているものの、昔のように安心して、子供が水遊びできるような環境には程遠い状況である。</p> <p>平成13年度の「第4次吉岡町総合計画」策定にあたり、計画内容に反映するため、まちづくりの現状や、望ましい町の将来像とは何かなどを聴くために、住民意識調査を行ったところ水環境をはじめとする自然環境を充実すべきとの意見が多数を占めていた。</p> <p>このため、地域再生基盤強化交付金を用いて汚水処理施設の整備をより一層促進することが必要であると共に、ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の監視、各行政区による河川清掃など住民参加による環境整備にも取り組み、環境意識の啓発に努め、住民と一体となって、河川をはじめとする公共用水域の水質向上をさらに図ることを推進する。</p>

新	旧
<p>よる<u>一体的な取組</u>を通じて、<u>全町民の環境意識の啓発に努め、河川をはじめとする公共用水域の水質向上を官民一体となつて推進</u>している。</p> <p><u>このような取組体制を構築し、全町あげて問題解決に努めること</u>で、<u>はじめて昔のような清流の再生、水生生物の生存環境の再生</u>や<u>子供達が安心して安全に水遊び出来る水環境の再生</u>が可能になると考えている。こうした考え方のもと、本町は、<u>本地域再生計画を着実に実施し、住民が望む人と自然生態系が共生する環境再生を実現</u>することで、<u>地域全体の再生</u>を目指す。</p> <p>(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を<u>86.0%から95.2%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために必要な事業 (略) 「5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業」 [事業区域] ・公共下水道 <u>吉岡町小倉地区・下野田地区・南下地区・大久保地区</u></p> <p>(略) [整備量] ・公共下水道 <u>汚水管 φ200 7,720m</u> (うち、単独 <u>2,650m</u>)</p>	<p><u>こうした取り組みにより、昔のような、清流を再生し、水生生物の保護</u>や<u>子供達が安心して水遊び出来る水環境づくり</u>など、<u>人と自然生態系が共生する環境の再生</u>を目指す。</p> <p>(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を<u>86%から95%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために必要な事業 (略) 「5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業」 [事業区域] ・公共下水道 <u>吉岡町小倉地区・下野田地区</u></p> <p>(略) [整備量] ・公共下水道 <u>汚水管 φ200 4,830m</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>圧送管 φ75～100 890m</u> (うち、単独 200m)</p> <p style="text-align: center;"><u>マンホールポンプ 5箇所</u></p> <p>・農業集落排水施設 汚水管φ150～200 9, 300m (うち、単独460m)</p> <p>(略)</p> <p>5-3 その他の事業 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の取り組み 毎年、河川の水質調査を行い水質汚濁防止の監視をすることにより、河川など公共用水域の水質向上に取り組み、昔のような、清流を取り戻し水生生物の保護など水と自然生態系が共生する水環境の再生を図る。 ・各行政区による河川清掃事業 地域が一体となり、地元を流れる河川の草刈り、ゴミ収集などを行うことにより、環境に対する意識の向上を図り、子供達が安心して水遊び出来る水環境づくりに努める。 <p>(略)</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p>	<p style="text-align: center;"><u>圧送管 φ75～100 560m</u></p> <p style="text-align: center;"><u>マンホールポンプ 3箇所</u></p> <p>・農業集落排水施設 汚水管φ150～200 9, 300m</p> <p>(略)</p> <p>5-3 その他の事業 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による河川の水質調査・水質汚濁防止の取り組み 毎年、河川の水質調査を行い水質汚濁防止の監視をすることにより、河川など公共用水域の水質向上に取り組み、昔のような、清流を取り戻し水生生物の保護など水と自然生態系が共生する水環境の再生を図る。 ・各行政区による河川清掃事業 地域が一体となり、地元を流れる河川の草刈り、ゴミ収集などを行うことにより、環境に対する意識の向上を図り、子供達が安心して水遊び出来る水環境づくりに努める。

新	旧
<p>計画終了後に、地域再生計画の目標に掲げる数値目標に照らし状況を調査及び評価し公表する。<u>さらには、町関係部署の職員を中心に構成する、「水環境再生計画評価委員会（仮称）」を設立し、施設の整備状況について評価並びに検討を行い、必要に応じ適宜に事業の内容等の見直しを図る。また、整備された汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設）については、町が管理者となり定期的な水質検査、適切な維持管理を行う。浄化槽については、広報等にて各自が法律等を遵守し、自主的に必要な維持管理に伴う定期的検査を行うなど、設置管理者としての意識の啓発に努める。なお、河川等公共用水域の水質検査もボランティア団体に依頼し、その結果について広報等を通じ公表する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p>計画終了後に、地域再生計画の目標に掲げる数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。<u>また、必要に応じて、町関係部署の職員を中心に構成する、「水環境再生計画評価委員会（仮称）」を設立し、施設の整備状況について評価、検討を行い、必要に応じて事業の内容等の見直しを図る。また、整備された汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設）については、町が管理者となり定期的な水質調査、適切な維持管理を行う。浄化槽については、広報等で各自が自主的に定期検査を行うなど、適切な維持管理に努めるように意識の啓発を行う。河川等公共用水域の水質検査もボランティア団体に依頼し、その結果について広報等を通じ公表する。</u></p>